四日市市上下水道局物品・業務委託に関する期間入札実施要領

（目的）

第１条　この要領は、四日市市上下水道局が発注する物品調達及び業務委託（四日市市上下水道局建設工事等に関する郵便入札実施要領の対象としているものを除く）について、期間入札を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において「期間入札」とは、入札書を特定の期間内に特定記録郵便・簡易書留郵便・一般書留郵便のいずれかにより郵送する方法又は直接持参する方法により提出して行う入札をいう。

（期間入札の対象とする入札）

第３条　期間入札の対象とする競争入札は、四日市市契約施行規則（昭和３９年四日市市規則第１２号。以下「規則」という。）第２３条の規定による一般競争入札に付するもの及び規則第２７条の規定による指名競争入札に付するものとする。ただし期間入札により難い事由がある場合はこの限りでない。

（入札の公告等）

第４条　期間入札において、一般競争入札に付するときは公告文に、指名競争入札に付するときは指名通知書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

（１）　入札方法及び提出方法

（２）　入札書の提出先

（３）　入札書の到着期限

（４）　入札（開札）日時

（５）　入札（開札）場所

（６）　入札回数

（一般競争入札における参加申請）

第５条　期間入札による一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告に示す提出方法により、一般競争入札参加資格確認申請書等を提出するものとする。

（入札の方法）

第６条　期間入札の入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印したうえ、所定の事項を記載した封筒に封入し、第４条の規定に基づき、入札公告又は指名通知書で指定された提出方法により、指定された提出先へ、指定された到着期限までに提出するものとする。

２　入札公告又は指名通知書に示す入札書の到着期限終了後は、入札書の訂正、差し替え及び撤回は認めないものとする。

３　入札書の到着は、四日市市上下水道局総務課へ指定された到着期限までに到着してい

るかどうかで判断する。

（入札の辞退）

第７条　期間入札参加者は、開札日時までは入札の参加を辞退することができるものとする。この場合において、入札の参加を辞退しようとする者は、入札辞退届を書面で提出しなければならない。入札書到達後においても同様とする。

（入札の無効）

第８条　規則第１３条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　参加資格のない者及び虚偽の申請をした者が行ったもの

（２）　入札金額を訂正したもの

（３）　入札書の到着期限を過ぎて到着又は提出したもの

（４）　同一の入札について、同一の封筒に複数の入札書を封入し提出したもの

（５）　同一の入札について、複数の封筒を提出したもの

（６）　入札に使用する封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いもの

（７）　入札に使用する封筒に記載された件名等と同封された入札書の件名等が異なるもの

（８）　入札書記載の日付と開札日時が異なるもの

（開札の立会い）

第９条　入札書の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて執行するものとする。

２　立会人は、開札時に入札（見積り）明細書に署名するものとする。

３　立会人は、開札においてくじ引が行われた場合、当該くじ引の内容が記録された同価格抽選表に署名するものとする。

（くじ引による落札者等の決定）

第１０条　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、くじ引を行い落札者を決定する。

２　くじ引は、当該入札事務に関係のない職員によりくじを引くものとする。

（結果通知等）

第１１条　入札結果の連絡は落札者にのみ連絡をするものとする。

（補足）

第１２条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、令和２年４月１７日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年１０月１日から施行する。